

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新 C	旧 C	旧 B	旧 A	旧 新 別
入間郡越生町大字黒岩字東川原一 四七番地先から同郡同町大字西和 田字福石三九一番一七地先まで	入間郡越生町大字黒岩字東川原一 四七番地先から同郡同町大字黒岩 字東川原一四六番一地先まで	入間郡越生町大字黒岩字東川原一 四六番一地先から同郡同町大字黒 岩字東川原一一六番一地先まで	入間郡越生町大字黒岩字東川原一 一六番一地先から同郡同町大字成 瀬字横捲八三五番一地先まで	区 間
四・〇二 一七・〇六	六・七四 六・八九	七・〇〇 一五・三〇	六・九六 一八・一二	敷地の幅員 (メートル)
六六三・八三	二〇・〇〇	三六六・六〇	六一七・七〇	延 長 (メートル)
		県道越生長沢線とする。	越生町に引き継ぐ。	備 考